

第 4 0 回

千葉県屋外広告物審議会

議 事 録

日 時 令和6年10月24日（木）
午後2時から午後3時
場 所 ホテルプラザ菜の花4階 楨2

第40回千葉県屋外広告物審議会議事録

1 日 時 令和6年10月24日(木) 14時から15時

2 場 所 ホテルプラザ菜の花4階 楨2

3 出席者

(1) 審議会委員 6名(委員総数8名)

氏 名	摘 要
宇於崎 勝也	日本大学 理工学部 教授
吉村 晶子	名城大学 理工学部 教授
竹内 智子	千葉大学大学院 園芸学研究院 准教授
伊藤 千恵子	千葉県消費者団体連絡協議会 委員
井上 暁彦	東日本電信電話株式会社 千葉事業部長
藤井 和久	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所長

(2) 事務局

【県土整備部都市整備局】

澤都市整備局長

(公園緑地課)

藪谷公園緑地課長、加瀬副課長、青柳副課長、古槁景観づくり推進班長、
平野副主幹、白井副主査

【酒々井町】(まちづくり課)

齊藤副主幹

(3) 傍聴者 1名

4 議 案

第1号議案	千葉県屋外広告物条例第4条の規定による 禁止地域等の指定の解除について(諮問)	意見なし
-------	--	------

5 議事の記録

1 開 会

司 会 定刻となりました。出席予定の皆様がおそろいのようなので、ただ今から「第40回千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

なお、事前に委員の皆様へ送付させていただいております資料と、同じ資料をご用意しておりますので、どちらを使用しても構いません。また、資料はお持ち帰りいただいても結構ですが、必要な場合は、会議終了後に回収させていただきますので、机の上に置いておいていただければ、こちらで処分いたします。

配布資料は、「会議資料一覧」に記載のとおりでございます。

- ① 議事日程
- ② 千葉県屋外広告物審議会委員名簿
- ③ 会場図
- ④ 議案一覧表
- ⑤ 千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定の解除について（諮問）
- ⑥ 議案関連資料（案内図・位置図）

また、議案第1号の内容をまとめましたA3判の概要資料を1枚お配りさせていただいております。

次に関連資料についても用意しておりまして、こちらについては議事に関する根拠法令等でございます。必要に応じてご使用くださいますようお願いいたします。内容としましては、

- 1 千葉県行政組織条例（抜粋）
- 2 千葉県屋外広告物審議会運営要綱
- 3 千葉県屋外広告物審議会に係る非公開案件の基準
- 4 千葉県屋外広告物審議会傍聴要領
- 5 千葉県屋外広告物条例（抜粋）

- 6 屋外広告物のしおり
- 7 千葉県屋外広告物条例及び施行規則
- 8 千葉県屋外広告物規制図

以上でございます。資料は全てお揃いでしょうか。
不足等ございませんでしょうか。

2 委 員 紹 介

司 会 それではまず初めに、本日、ご出席の委員の皆様方をご紹介させていただきます。お手元にお配りしております「委員名簿」、そちらの順に、ご紹介させていただきます。

日本大学理工学部教授 宇於崎勝也様
宇於崎委員 宇於崎です。よろしく申し上げます。

千葉大学大学院園芸学研究院 准教授 竹内智子様
司 会 竹内委員 竹内でございます。よろしく申し上げます。

名城大学理工学部教授 吉村晶子様
司 会 吉村委員 吉村です。よろしく申し上げます。

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長 藤井和久様
司 会 藤井委員 藤井です。よろしく申し上げます。

千葉県消費者団体連絡協議会委員 伊藤千恵子様
司 会 伊藤委員 伊藤です。よろしく申し上げます。

東日本電信電話株式会社千葉事業部長 井上暁彦様
司 会 井上委員 井上です。よろしく申し上げます。

司 会 以上の皆様でございます。

なお、千葉県屋外広告美術協同組合相談役理事の中野聖子様、
それから千葉県広告協会理事長の中元広之様におかれましては、
本日所要により、ご欠席されております。

3 挨拶

司 会 続きまして、会議の開催にあたりまして、都市整備局長の澤より、ご挨拶を申し上げます。

澤 局長

千葉県都市整備局長の澤でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、当審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

今回は、委員改選後、はじめての開催となります。委員の皆様には当審議会の委員就任をお引き受けいただきましたこと、また、日頃より屋外広告物行政の推進に、特段の御理解と御協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、屋外広告物は、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、適切に規制・誘導を図ることが求められております。

本県では、屋外広告物法に基づき千葉県屋外広告物条例を制定し、県内各市町村において、自らの事務として、広告物の許可や指導等を行っているところでございます。こうした中で、県では、広告物の無秩序な掲出を防止したり、良好な景観を維持するために、市町村の要望等を受けながら、必要に応じて本条例に基づく禁止地域等の指定を行ってきたところであります。

本日は、一部区域において、禁止地域等の規制の見直しが必要となりました件につきまして、ご審議いただきますとともに、公衆に対する危害防止の観点から、広告物の安全点検等について、しっかりと条例に規定したいというふうにご考えておりますことから、条例改正の今後の方向性について、現時点での考え方となりますが、報告させていただきたいと考えております。委員の皆様のご意見を賜りながら、引き続き良好な景観形成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご指導よろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

4 事務局職員紹介

司 会

続きまして、当審議会の事務局であります県の職員を紹介いたします。

改めまして、都市整備局長の澤でございます。

澤 局長

よろしく願いいたします。

司 会

公園緑地課長の藪谷でございます。

藪谷課長

藪谷でございます。よろしく願い申し上げます。

司 会 公園緑地課 副課長の青柳でございます。
青柳副課長 青柳です。よろしくお願いいいたします。
司 会 公園緑地課 景観づくり推進班長の古橋でございます。
古橋班長 どうぞよろしくお願いいいたします。
司 会 申し遅れましたが、わたくし本日の司会進行を務めさせていただきます、公園緑地課副課長の加瀬と申します。以上が事務局職員でございます。
なお、本日の議案の関係者ということで、酒々井町の職員が1名同席させていただいておりますのでここでご紹介させていただきます。
齊藤副主幹 酒々井町まちづくり課計画整備班で班長をしております齊藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

5 定足数の報告

司 会 それでは、まず、定足数の報告を申し上げます。千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により 審議会の「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。」とされておりますが、本日は、委員総数8名のうち、半数以上の6名の方の御出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告させていただきます。

6 会長の選出

司 会 次に、本審議会の会長選出についてお諮りします。
千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、審議会の「会議については、会長が会議の議長になる」旨が定められております。今回の審議会は委員の改選後、初めての審議会になりますので、会長の選出が必要でございます。
千葉県行政組織条例第30条第1項によりますと「会長は委員の互選によって定める」旨が決められておりますので、自薦または他薦を募りたいと存じますが、いかがでございましょうか。

吉村委員 はい。宇於崎委員を推薦します。

司 会 はい。ただいま宇於崎委員を会長に推薦するという御意見をいただきましたが、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

 (委員から「異議なし」の声)

 それでは、ただいま審議会会長に選出された宇於崎会長には、議長席にお移りいただきたいと思います。

 それでは、宇於崎会長どうぞよろしく願いいたします。

宇於崎会長 ただいま会長にご指名いただきました宇於崎です。ここから私が議長として進行を進めて参りますのでご協力をよろしく願いいたします。

6 会長の職務代理者の選出

宇於崎会長 それでは、まず、千葉県行政組織条例第30条第4項の規定により「副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。」とされております。そこで、会長の職務代理者を定めたいと思います。

 私の方から指名をさせていただきます。竹内委員、よろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

 (委員から「異議なし」の声)

 それでは、竹内委員よろしく願いいたします。

竹内委員 はい。よろしく願いいたします。

宇於崎会長 よろしく願いいたします。

7 議事録署名人の指名

宇於崎会長 次に、この会議の議事録署名人の指名に移らせていただきます。議事録署名人につきましては、運営要綱第5条により、会長が2名

を指名することということになっておりますので、本日初回で大変だとは思いますが、井上委員と藤井委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

よろしくお願いいたします。

8 会議の非公開について

宇於崎会長 続きます、会議の非公開について協議いたします。本審議会の公開について、事務局いかがでしょうか。

司 会 はい。事務局で、本日の会議資料につきまして、事前に精査いたしましたところ、個人情報等の非公開事由に該当する部分はございませんでした。

宇於崎会長 はい。非公開とする部分はないということです。全て公開ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

ありがとうございます。では本日の会議の内容をすべて公開とさせていただきます。

それでは、傍聴を希望する方、また報道関係者の方はいらっしゃいますか。

事務局 はい。1名傍聴人がいらっしゃいます。

宇於崎会長 はい。では入場してください。

(傍聴人1名入室、着席)

傍聴される方へお願いです。傍聴される方は注意事項がありますので、受付でお配りした資料を改めてご確認の上、ご参加ください。

9 議 事

宇於崎会長 それでは議事に移らせていただきます。本日ご審議いただく議案は1件、ということですね。千葉県屋外広告物条例第18条の規定により知事から諮問を受けておりますので、議案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それではご説明をさせていただきます。

千葉県屋外広告物条例第4条の規定により、地域の指定の解除についてご説明させていただきます。対象地域について、指定に至った経緯、現状、解除理由という順で説明をさせていただきます。

対象地域の位置は、画面上に黒丸でお示ししている酒々井町箇所になります。千葉から成田へ続いている国道51号のうち、印旛郡酒々井町伊籾から大日までの約700メートルの区間で、昭和44年に千葉県屋外広告物条例第4条の規定により、屋外広告物の表示や設置を禁止する必要がある地域として、道路の路面とその両側300メートルの区域を知事が指定した地域です。この700メートルの区間を禁止地域等に指定しました。

指定に至った経緯です。この道路は成田に通じる唯一の道であり、旅人の憩いの場や野馬の日よけの場として使われていた松並木であったことから、その歴史的な価値を保全するため、昭和43年に千葉県文化財保護条例に基づき史跡指定されました。

この指定を受けて、千葉県屋外広告物条例においても、松並木の景観を保全するため、昭和44年に路面とその両側300メートル以内の区域を禁止地域等に指定しました。

昭和40年頃には、この松並木には樹高20メートルから25メートルの立派な松が36本立ち並んでおりましたが、経年のうちに、松くい虫の被害で枯死、伐採され、昭和59年に県の史跡指定が解除されています。酒々井町としては、県の史跡指定は解除されたものの、跡地として、昭和59年に町の史跡指定を行い、新たに松を70本程度植樹するものの、松くい虫被害により枯死するものが相次ぎ、松並木の形を有していないことから、平成13年に、町の史

跡についても解除しております。

現在は同じ場所で比較した写真のとおり、禁止地域等の指定の目的としていた景観を保全すべき松並木が存在していない状況であることから、この度、酒々井町長から禁止地域等の指定解除の要望がありました。

現状です。土地利用状況ですが、対象地域には、ガソリンスタンド、コンビニなどが立ち並んでいます。禁止地域等に指定されていますが、写真に映る広告物等は、自己の事業所に表示される自家用広告物のため、一定基準内の掲出が認められています。

また、画面上の黄色で示していますが、国道 51 号全体における禁止地域等の指定状況ですが、道路沿線での広告物を禁止している区間は、今回の対象区域を除き、ありません。国道 51 号沿線については、一部高速道路での禁止地域等で重なっている部分はありますが、都市計画区域内であるため、許可地域等となっています。

解除理由です。酒々井町としては、禁止地域等の指定の目的であった景観を保全すべき松並木がなくなったこと。一度枯れてしまった後に松並木を残そうとしたものの枯死してしまったこと。現状として、ガソリンスタンド等の店舗があり、自家用広告物が立っていること。これらの理由から、禁止地域等の指定を解除し、他の国道 51 号沿線と同様に、許可地域等として、許可を受けることで、適正な広告物の表示や掲出を認めていきたいと考えているものです。

また、酒々井町では、令和 6 年 3 月に都市計画マスタープランの見直しにより国道 51 号沿線を、流通業務施設等の立地を誘導する地域としていること。既に町で策定済みである景観計画において、沿道型商業地景観の景観形成の方針として、沿道建物や、屋外広告物などに配慮するとともに、背景となる緑との調和を図り、良好な空間を保全・活用に努めることが記載されていることから、今後は国道 51 号沿線に関しても、流通業務施設等の立地を誘導するにあたって、沿道型商業地と同様に、街並みの連続性に配慮し、沿道からの眺望を妨げないように、規制誘導していく方針でございます。

す。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

補足でございますが、国道 51 号の状況は先ほどの写真の通り、ガソリンスタンド等が立ち並んでおりますが、実際の松並木があった旧道の状況としては、左の写真の、右側に写っておりますとおり、伊籬の松並木の石碑が立っていたり、右の写真のとおり、桜などが植えられている状況でございます。

こういった落ち着いた沿道景観の活用ができるか検討していきたいと思っております。

以上でございます。

宇於崎会長

はい。ありがとうございます。

知事からの諮問書はこの 5 番のタグについているもので、規定に基づき諮問します。ということで審議会の意見を求めます、ということが書かれています。指定の解除理由についても、今述べられた通りでこの A3 判の紙を使って、基本的なことが説明され、さらに 1 歩進んだところ、現状こうなっています、こうしたいです、というところまでご説明をいただいたかと思えます。

実際には、昭和 59 年と言いますから、もう 40 年前に枯れてしまっていてなくなってしまうものを、今までずっと手をつけずにきたというような状況のように聞こえましたが、ただいまの案件についてご意見ご質問等ございますか。

(委員からの意見なし)

皆様のご意見として解除が妥当というふうに判断してよろしいでしょうか。

(委員からの「はい」の声)

ありがとうございます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、第 1 号議案について、お諮りいたします。

第 1 号議案に対する答申の内容は、「意見なし」ということよろしいでしょうか。

(委員から「はい」「はい。結構です」の声)

はい。ありがとうございます。

それでは知事から諮問のあった、この件については「意見なし」として答申をさせていただきます。

これで傍聴人の方はご退室ください。

これですべての議事日程を終了しますので、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

10 閉 会

司 会 これをもちまして、「第40回千葉県屋外広告物審議会」を閉会いたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。